

鹿角市告示第64号

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約予定業務について、鹿角市財務規則（平成11年鹿角市規則第12号）第114条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

○随意契約する内容（契約前公表）

(1) 契約に係る役務の 名称、数量等	役務名称：財委－4 市有地草刈等管理業務 委託内容：市有地の刈払作業（市内21箇所） 委託期間：契約日～令和3年 8月20日
(2) 契約の相手方に必 要な資格	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の 推進等に関する法律第2条第2項各号のいずれかに 該当する施設であること。
(3) 契約相手方の決定 方法	契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の範 囲内であるか確認し、契約締結する。
(4) 見積書の提出方法	提出期限：令和3年 5月18日（火）12時 提 出 先：総務部財政課管財地籍班

令和3年 5月11日

鹿角市長 児 玉 一